仕　様　書

1. 件名　逗子市立小・中学校グラウンド修繕
2. 修繕の目的

　各小学校及び中学校グラウンドを不陸修正と、材料を入れてグラウンドの整備を行い、児童の安全と快適な利用を実現する。

3. 修繕の場所　逗子市内の各小学校及び中学校

　逗子小学校、沼間小学校、池子小学校、小坪小学校

　逗子中学校、沼間中学校、久木中・小学校共同運動場

4. 修繕の期間

(1)　工期　契約日から令和７年９月30日まで

　　ただし、現地での作業は、７月21日から８月26日までとする。

(2)　作業日

ア　原則　平日の８時30分から17時00分まで

　　（８月12日から８月15日を除く）

イ　天候等により、やむをえず土曜・日曜日に施工を行う場合には、工事監督員及び学校関係者と協議了解の上、施工する事。

5. 修繕概要

　施工日については、監督員及び学校関係者と事前に打ち合わせを行い、工程表を提出して、各学校と調整を行い施工する事。（雨天による予備日も含めて）

ア）逗子小学校

現状、水溜り箇所を確認の上、遊具下及びＬ型側溝前・サッカーゴール前に砕石スクリーニングスを敷き均し、転圧を行う。

表層が無い箇所（中央部分）を中心に、砕石スクリーニングスを散布する。

散布後、アングル整正を行い最後にコートローラにより転圧・ブラッシングを行う。

イ）沼間小学校

不陸及び水みち部を確認の上、グリーンダストを敷き均し転圧を行う。

グリーンダストをグラウンド面全体に散布し、散布後アングル整生を行い最後にコートローラーにより転圧・ブラッシングを行う。

ウ）池子小学校

池子小学校への通路は、大型車規制があるので、大型車にて搬入する場合は、車両通行許可取得する事。

グラウンド中心部及び下地（赤土）が露出している箇所を中心に、グリーンダストを散布する。散布後、アングル整正を行い最後にコートローラーにより転圧・ブラッシングを行う。

エ）小坪小学校

現状、水溜り箇所を確認の上、グリーンダストを敷き均し転圧を行う。

グリーンダストをグラウンド中心部より散布し、散布後アングル整正を行い最後にコートローラーにより転圧・ブラッシングを行う。

オ）逗子中学校

マウンド及びホームベース部分を整備する。

化粧砂をマウンドから中心にして散布し、アングル整正を行い、最後にコートローラーにより転圧・ブラッシングを行う。

カ）沼間中学校

グリーンダスト搬入の際は、グラウンドの境部に側溝があるので、養生等を行い側溝蓋が割れないように注意する。

グリーンダストをグラウンド全体に散布する。散布後アングル整正を行い最後にコートローラーにて転圧・ブラッシングを行う。

キ）久木小・中学校共同運動場

大きな水みち部を中心に、黒土の敷き均しを行う。黒土敷き均し後、トラクターにて、混合・攪拌を行う。水みち部（施工指示範囲）をコンバインドローラーにて転圧を行い、不陸箇所については整正を行う。不陸整正後、アングル整正を行い化粧砂をマウンドから野球場内野部分を中心に散布する。アングル整正及び転圧・ブラッシングについては、グランドの現況にあわせて、約 3,000 ㎡を目途に行う。

① 使用材料については、試験成績表やサンプルを提出し承諾を得た材料を使用する事。

② 作業における騒音対策等・学校関係者等に充分配慮の上、作業を行う事。

（別紙）

暴力団等排除に係る特記仕様書

（暴力団等排除に係る契約の解除）

第１条　発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1)　受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第２条第３号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあっては、当該法人等が条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2)　受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）第 23 条第１項に違反したと認められたとき。

(3)　受注者が、県条例第 23 条第２項に違反したと認められたとき。

(4)　受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

２　前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第２条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限＊に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限＊に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限＊に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限＊に関する協議を行わなければならない。

＊工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。

ダンプトラック等による過積載等の防止についての工事仕様書

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4. 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載をおこなっている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。

5. 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和４２年法律第１１号）の主旨に沿って、同法第１２条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。

6. 下請負人がある場合に当たっては、以上のことについて十分指導すること。